

令和6年度事業計画

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、生活上の様々な行動制限も緩和され経済活動は回復の見込みを示しております。一方、ロシアのウクライナ侵攻等に起因する世界的な経済需給の圧迫によるエネルギーや食糧を含む一次産品の大幅な物価高騰は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。さらに、今年1月に発生した能登半島地震は、現在も復旧の時期が見通せない状況にあり、わが国の経済損失はさらに膨らむことが懸念されます。地域の皆様には一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を活かして健康で年齢に関係なく生涯現役で活躍できる社会の実現が求められており、センターの果たす役割と地域社会からの期待は一層大きくなっています。その期待に応えるためには、「会員増強」が最重要課題となります。最終年度となる第2次会員100万人計画に基づき更なる会員拡大に取り組んでまいります。また、地域社会の人手不足を支える役割として、会員とのマッチングを昨年度同様に積極的に行い、「就業拡大」に取り組んでまいります。

今年度は、昨年10月に施行されたインボイス制度による対応を引き続き行います。また、本年秋から施行される「フリーランス新法」により、個人事業主に当たる会員は特定受託事業者該当するため、現行の契約方法から「発注者・センター・会員の三者による包括的な契約方法」に変更となります。このため、就業予定会員には、就業内容や条件の明示及び了承が必要となり、事務処理の効率化によるデジタル化の推進が不可欠となります。会員の皆様へは、方向性がまとまった時点で報告を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

令和6年度事業実施計画について、それぞれ以下のとおり取り組みます。

II. 事業実施計画

1. 会員の確保

効率的な入会説明会や地域情報サイトへの発信により認知度の向上及びセンター事業の周知を図り、会員の確保に努めます。また、会員紹介奨励制度やフレンドリーショップ等会員特典制度も引き続き実施し、さらなる会員増強に取り組めます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 月例会説明会及び出張説明会「おしごと説明会」の実施
- (2) ハローワーク下関における入会相談窓口開設
- (3) ホームページや地域情報サイトへの情報発信
- (4) マスコミを活用した広報活動
- (5) 市報「しものせき」及び広報紙「よろこび」を活用した会員募集
- (6) 会員紹介奨励制度の継続実施
- (7) 「フレンドリーショップ」等による会員特典制度の拡大
- (8) 就業体験の開催

2. 就業機会の拡大

安全・安心な就業を心掛け多様な就業ニーズの確保と新たな就業分野の開拓・拡大

を行います。また、会員の技術・技能向上を推進するため以下の内容に取り組みます。

- (1) 既存契約の継続確保
- (2) 発注者のニーズに応じた新たな就業機会の確保
- (3) 役職員による効果的な啓発活動
- (4) 技術・接遇マナーの強化による受注業務の質の向上
- (5) 空き家対策への受注対応
- (6) 「子育て・育児」分野の就業開拓

3. 労働者派遣事業・職業紹介事業の推進

労働人口の減少が深刻化する中で、人手不足分野からのあらゆる就業を会員に提供するため積極的に民間企業及び公共団体に対して周知を行い、会員の就業機会の拡大に努めます。また、企業の求人情報と会員をマッチングさせ、直接雇用が適切である就業については、有料職業紹介を行います。

4. 安全就業の推進

シルバー事業は、会員の安全就業が基本であり、「安全は全てに優先する」を念頭に、「安全就業推進計画」に基づき組織的に就業事故の撲滅に取り組みます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 「会員の安全就業基準」の遵守徹底
- (2) 安全巡回指導の実施
- (3) 就業前ミーティングによる安全意識の徹底
- (4) 交通安全講習及び救急講習会の実施
- (5) 保護具、器具等の適正な使用の徹底
- (6) 会員への定期的な健康診断の受診勧奨
- (7) 就業事故発生における分析と再発防止対策の実施
- (8) 高齢者に相応しくない危険、有害な作業の禁止
- (9) 草刈機使用による石飛防護柵の徹底及び賠償事故の軽減対策の検討

5. 適正就業の推進

多様化する就業形態が進む中で、コンプライアンス重視として、会員の就業に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」の徹底を図り就業契約の点検を行います。また、「適正就業基準要綱」に基づき「請負・委任」契約による就業実態の把握を行い、公平かつ適正な就業機会の提供を行います。

6. 普及啓発活動の推進

地域社会へシルバー人材センター事業の目的や活動等を広く周知するとともに、効果的かつ効率的な普及啓発活動を行います。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) センター広報紙「よろこび」の発行（年3回）
- (2) 市報「しものせき」及び地方紙を活用した広報の実施
- (3) ホームページを活用した周知・広報
- (4) YouTubeによるセンター概要の配信
- (5) 地域イベントへの参加
- (6) 出張説明会によるセンター活動のPR
- (7) 地域情報サイトへの発信

7. ボランティア活動の推進

ボランティア活動を希望する会員により地域における清掃等のボランティア活動の

実施を行います。また、下関警察署の要請による「うそ電話詐欺防止個別訪問隊」による地域高齢者への「うそ電話詐欺」を防止するための活動を行います。

8. 組織体制の強化

さまざまな環境の変化に対応し、社会の期待にも応えられるよう、組織や財政基盤の安定に努めます。また、「自主・自立、共働・共助」の基本理念に基づく会員組織となるよう体制を充実させます。就労意欲のある会員へ地域社会の仕事のニーズを把握し、就業機会の拡大に向けた効率的なマッチングの取り組みを行います。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 新たな契約方法への移行の準備
- (2) 理事会運営の活性化
- (3) デジタル化向上の推進（SNSによる情報提供及びスマホ教室開催）
- (4) 県連合会及び県内センターとの情報交換
- (5) 行政機関と連携した事業の円滑な運営
- (6) 安定した事業運営のための財源確保

Ⅲ. 法人管理事業

1. 総会、理事会及び諸会議の開催

定款に定める総会及び理事会の開催を含め、センター事業を推進するため、次のとおり各種会議を開催いたします。

| | |
|-----------|---------|
| 定 時 総 会 | 年 1 回 |
| 理 事 会 | 年 4 回以上 |
| 総務運営委員会 | 年 2 回程度 |
| 事業推進委員会 | 年 2 回程度 |
| 安全管理委員会 | 年 2 回程度 |
| 就業調整委員会 | 年 1 回程度 |
| 普及啓発推進委員会 | 年 2 回程度 |